

【令和 8 年度版】小規模事業者持続化補助金（通常枠）とは？主な制度変更点や活用事例を解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず公式 HP をご確認ください。

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者等が行う販路開拓等の取組を支援する制度です。

チラシやホームページ制作、看板設置、展示会出展などの販路開拓等の取組に加えて、補助事業の遂行に必要な機械装置等の導入にも活用でき、対象経費の幅が広い点が特徴です。

小売業や飲食業、サービス業、製造業など、さまざまな業種で活用されています。

小規模事業者持続化補助金には複数の申請枠があり、本記事では、一般型のうち通常枠について、令和 8 年度の主な制度変更点や活用事例を解説します。

＜小規模事業者持続化補助金（通常枠）概要＞

補助対象事業	補助率	補助上限額
小規模事業者等が行う 販路開拓等の取組	2/3 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については 3/4	250 万円 ※特例適用の場合

小規模事業者持続化補助金（通常枠）とは？

令和8年5月27日時点版

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円
(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2/3
(資金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3/4)

【第20回公募スケジュール】

公募要領公開：5月27日（水）
申請受付開始：11月5日（木）
申請受付締切：12月15日（火）

【関連融資制度】

自己負担

持続化補助金
補助率 2/3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度「**小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**」

○限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例：最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始～交付候補者決定	交付決定～補助事業実施	補助期間終了後～
商工会・商工会議所へ相談	公募申請期間 ・事業計画書作成 ・公募受付開始 ・公募受付締切 ・事業計画書審査 ・採択者決定 ・見直し等の提出	補助事業実施期間 ・交付申請・決定 ・補助事業開始 ・実績報告 ・事業実施 ・補助金の支払い ・補助金の請求 ・補助金の確定	補助期間終了後 ・フォローアップ ・事業化状況報告

※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよく確認ください。

概要

補助率	2/3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50万円 を上乗せ
資金引上げ特例	資金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 150万円 を上乗せ

【特例要件】

○インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
◎資金引上げ特例 ⇒ 従業員1人あたりの給与支給総額が年平均3.0%以上増加した事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

※ 青字が本補助金の対象経費

活用事例①
観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②
醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

経済産業省 中小企業庁

事務局HP: [商工会地区HP](#) [商工会議所地区HP](#) [GZS1D 取組](#)

出典：[持続化補助金＜通常枠＞](#)

掲載ページ：[中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者等が策定した経営計画に基づき、販路開拓等の取組に必要な経費の一部を補助する制度です。

小規模事業者持続化補助金には、次のような複数の申請枠があります。

- 一般型（通常枠）
- 一般型（災害支援枠）
- 創業型
- 共同・協業型
- ビジネスコミュニティ型

このうち、一般型（通常枠）は、販路開拓等の取組を支援する申請枠で、新たな顧客獲得に向けた広告宣伝や販売促進、商品・サービスの開発、店舗改装などに活用できます。

補助対象事業

補助対象となる事業は、経営計画に基づき実施する販路開拓等の取組です。具体的には、次のような取組があります。

- 新商品の開発や新サービスの提供
- チラシや広告による販売促進
- ホームページや EC サイトの制作
- 店舗改装による顧客獲得
- 展示会や商談会への出展

また、販路開拓等の取組とあわせて実施する、生産性向上のための機械装置等の導入も補助対象となります。

なお、機械装置等を導入する場合も、設備投資だけを目的とした取組ではなく、商品やサービスの販売促進、新規顧客の獲得、売上向上につながる取組である必要があります。

補助対象者

補助対象者は、日本国内に所在する小規模事業者等です。小規模事業者に該当するかは、業種ごとに定められた常時使用する従業員数で判断します。

申請には一定の要件があるため、詳細は最新の公募要領でご確認ください。

補助対象経費

小規模事業者持続化補助金（通常枠）の主な補助対象経費は、次のとおりです。

経費区分	活用例
機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の導入
広報費	チラシ作成、広告掲載
ウェブサイト関連費	ホームページや EC サイト制作

展示会等出展費	展示会・商談会への出展
新商品開発費	新商品の開発に必要な費用
委託・外注費	外部事業者への業務委託

ただし、経費区分ごとに対象となる経費や条件が定められています。

ウェブサイト関連費には補助上限額が設定されているほか、広報費やウェブサイト関連費のみでの申請はできません。詳細は最新の公募要領をご確認ください。

補助率・補助上限額

補助率は、補助対象経費の 3 分の 2 です。

補助上限額は 50 万円ですが、一定の要件を満たす場合は補助上限額が引き上げられ、最大 250 万円となります。

区分	補助上限額
通常枠	50 万円
インボイス特例	50 万円上乗せ
賃金引上げ特例	150 万円上乗せ
インボイス特例・賃金引上げ特例の両方を満たす場合	200 万円上乗せ

※上記の特例は、要件を満たした場合に適用されます。

<特例要件>

インボイス特例：免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

賃金引上げ特例：従業員 1 人あたりの給与支給総額が年平均 3.0%以上増加した事業者

令和 8 年度の小規模事業者持続化補助金（通常枠）の主な変更点

令和 8 年度の小規模事業者持続化補助金（通常枠）では、補助対象経費の上限や申請要件、審査項目などに変更がありました。

ここでは、令和 8 年度の主な変更点について解説します。

広報費・ウェブサイト関連費の経費上限を見直し

広報費およびウェブサイト関連費の経費上限（補助金交付申請額）を見直しました。変更内容は、次のとおりです。

	変更前	変更後
広報費	-	30 万円（税込）
ウェブサイト関連費	補助金交付申請額の 1/4 （最大 50 万円）	30 万円（税込）

相見積を必要とする金額基準を引き下げ

相見積書の提出が必要となる金額基準を引き下げました。

補助事業における発注先（委託先）の選定にあたり、これまでは 1 件あたりの発注総額が 100 万円超（税込）を要するものについて、2 者以上から見積を取り、より安価な発注先（委託先）を選定することとしていました。

今回の見直しにより、この基準を 50 万円超（税込）に引き下げました。

新商品開発費の要件を追加

新商品開発費の補助対象要件を追加しました。

この見直しにより、新商品開発費は、テストマーケティングや市場調査の結果を踏まえた取組、またはテストマーケティングや市場調査を伴う取組が補助対象となります。

賃金引上げ特例の適用要件を変更

賃金引上げ特例の適用要件を変更しました。

	変更前	変更後
賃金引上げ特例の適用要件	補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の事業場内最低賃金より+ 50 円以上であること。	補助事業実施期限日を終点とした連続する 12 か月とその前年同月の 12 か月を比較し、従業員 1 人あたり給与支給総額を 3.0%以上増加させること。

加点項目に「健康経営優良法人加点」を追加

健康経営優良法人認定を受けた事業者を対象とする「[健康経営優良法人加点](#)」を追加しました。

ただし、健康経営優良法人認定は毎年 3 月に公表されます。そのため、加点適用の申請を行うには、前年の認定を受けている必要があります。

加点項目に「地域別最低賃金引上げ加点」を追加

「地域別最低賃金引上げ加点」を追加しました。

これにより、地域別最低賃金の改定前に、改定後の地域別最低賃金額を下回る賃金で 3 か月以上雇用していた従業員がいる事業者は、所定の要件を満たす場合に加点対象となります。

「売上高・売上総利益の増加」を審査のポイントに追加

審査の観点として、計画審査において、売上高や売上総利益の増加を追加しました。主に次の観点を審査します。

- 売上高・売上総利益の増加を見込める経営計画となっているか
- 客観的な根拠に基づき、実現可能性の高い事業計画となっているか
- 販路開拓を通じて経営目標の達成につながる内容となっているか
- 新たな価値を生み出し、売上高・売上総利益の増加を見込める取組となっているか

小規模事業者持続化補助金（通常枠）の活用事例

ここでは、小規模事業者持続化補助金（通常枠）の活用事例を紹介します。

EC サイト構築による販路開拓

FA 機器やロボット開発、医療機器などの機械装置に欠かせない制御技術メーカーでは、小規模事業者持続化補助金を活用し、紅茶販売事業の EC サイトを立ち上げました。

同社は、異業種とのつながりをきっかけに紅茶販売事業へ取り組み、より多くの人へ商品を発信するため、EC サイトを構築しました。

この事例は、小規模事業者持続化補助金を活用し、EC サイトの構築を通じた販路開拓や、新たな事業の展開に取り組めることを示しています。

参照：[補助金活用ナビ 支援機関とともに生産性向上に取り組む企業事例](#)

観光コンテンツを開発し、新規顧客を獲得

ある旅行会社では、小規模事業者持続化補助金を活用し、着地型観光コンテンツ（地域が主体となって企画・提供する体験型の観光プログラム）を開発しました。

当初は外国人観光客向けの観光プログラムを計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本人観光客向けのプログラムへ転換しました。

オリジナルマップを活用した周遊型の観光コンテンツを提供したことで、利用者が SNS で体験を発信し、新規顧客の獲得につながりました。

その結果、令和 3 年 11 月期と比較して、令和 6 年 11 月期の売上高は 3 倍以上に増加しています。この事例は、小規模事業者持続化補助金を活用し、地域資源を活かした新たなサービスを開発し、販路開拓につなげた事例です。

参照：[補助金活用ナビ 地域支援機関とともに生産性向上に取り組む企業事例](#)

公募スケジュール

小規模事業者持続化補助金（通常枠）の第 20 回公募スケジュールは、次のとおりです。

公募要領公開	申請受付開始	申請受付締切
令和 8 年 5 月 27 日	令和 8 年 11 月 5 日	令和 8 年 12 月 15 日

過去公募の採択状況

公表されている直近の第 18 回公募の結果は、次のとおりです。

申請数	採択数	採択率
17,318 件	8,229 件	約 47.5%

まとめ

この記事では、小規模事業者持続化補助金（通常枠）について、令和 8 年度の主な制度変更点や活用事例を解説しました。

小規模事業者持続化補助金（通常枠）は、販路開拓等の取組を幅広く支援する補助金です。

チラシやホームページ制作、展示会出展、店舗改装に加えて、補助事業の遂行に必要な機械装置等の導入にも活用できます。

第 20 回公募では、補助対象経費や賃金引上げ特例、加点項目、審査項目などを変更しました。

申請を行う場合は、公募要領で最新の申請要件や補助対象経費を確認し、自社の経営計画に沿った事業計画を作成し、申請準備を進めてください。

参照：[中小企業庁 小規模事業者持続化補助金について](#)

参照：[商工会地区補助金事務局 HP](#)

参照：[商工会議所地区補助金事務局 HP](#)

令和 8 年 7 月 27 日 作成：株式会社 Stayway